

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金改定の目安について答申しており、本年も2026年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行うことが見込まれる。昨年の中央最低賃金審議会は、全国加重平均63円の引上げを答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において、地域別最低賃金額が決定された。

茨城県では、中央最低賃金審議会の答申（目安額63円）から6円増加した69円の引上げが行われ、茨城県の2025年度最低賃金は1074円であった。

近年の物価高騰により消費者を取り巻く環境は厳しさを増している。厚労省の「毎月勤労統計調査 令和7年分結果確報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は、前年からマイナス1.3%であり、4年連続での前年比マイナスとなっていて、物価上昇に賃金上昇が追い付いていない現状がある。

加えて本年は、中東情勢の悪化に伴う石油関連製品等の値上がりにより、消費者を取り巻く環境が一層厳しいものとなることが予想される。

最低賃金制度は「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網（セーフティネット）」であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるようにする必要がある。そして、最低賃金で働いたとしても健康で文化的な生活を持続的に営むためには、物価上昇に対応できるだけの最低賃金の引上げが喫緊の課題といえる。

労働組合の全国組織が学者と協力して調査した結果によれば、若者が自立し生活するために最低必要な生計費は、時給に換算すると1700円から1900円と試算された。このような状況を踏まえるならば、更なる最低賃金額の引上げは必要不可欠である。

この点、政府は2025年6月に閣議決定したいわゆる骨太方針2025において、「最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。」という目標を掲げており、上述した近年の物価上昇

に鑑みれば、少なくともこの目標を達成することは必要不可欠なものといえる。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも、重大な問題である。2025年度最低賃金は、最も高い東京都で1226円と、茨城県と東京都では152円の開きがある。2024年時点では158円の開きがあり、開きは縮小されたものの、依然としてその格差は大きい。

総務省統計局の「住民基本台帳人口移動報告 2025年結果」によると、東京都の転入超過数は2025年が6万5219人であるが、茨城県では2025年がマイナス5960人（2024年はマイナス6040人）である。このまま地域間格差が放置されれば、最低賃金の低い地域から高い地域への労働力移動は止まらず、地方経済の停滞をもたらすおそれがある。地方の労働力を確保し、地方経済を活性化するためにも、最低賃金の大幅な引上げが必要である。

もっとも、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、その支援も必要である。中小企業の支援に当たっては、独占禁止法や中小受託取引適正化法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保され、人件費等の経費の増加が適正に取引価格に転嫁されるようにすべきである。また、従来の業務改善助成金に加えて、社会保険料の事業主負担分の減免など抜本的な中小企業支援策を実現することも必要である。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会が本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める。

また、茨城地方最低賃金審議会においては、最低賃金の引上げには地域経済の活性化効果があることも踏まえ、昨年度のように中央最低賃金審議会の目安額を上回るよう、主体的に茨城県の最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

2026年（令和8年）6月5日

茨城県弁護士会

会長 鈴木 健 秀